

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午後3時00分～午後3時50分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（4名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	吉井己容子	8	上田美加子	1	奥本 正嗣
2	中江 彰	9	梅田 昌宏	2	鬼頭 淳悟
3	小川 隆興	10	西川 達也	3	松村 謙三
4	本郷 保則	11	田口美智雄	4	米田 博明
5	前田 全計	12	吉岡 重治		
6	欠 員	13	弓場 一郎		
7	植嶋 滋継				

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

1) 相続税納税猶予に関する適格者証明願について

2) 使用貸借権の消滅について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 中川 徹 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員12名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に10番 西川副会長と11番 田口委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村

係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与により所有権を移転するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井246番1(田)1,153㎡、同じく大字田井247番1(田)1,290㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の移転で、申請理由は後継者育成のためでございます。場所は、調査順序表第5番目、近鉄浮孔駅より北東に約600mのところでございます。

なお、本件の譲受人は未成年者であります、申請にあたっては親権者である父親が責任をもって耕作する旨の誓約書が添付されております。

以上、議案第1号につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、譲受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、許可することに決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します事務局から説明願います。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議案第2号、農地法第5条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地につき権利の移転を行い、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字吉井14番1(田)506㎡、同じく大字吉井15番1(田)1,054㎡、同じく大字吉井16番1(田)894㎡、合計2,454㎡です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅9戸への転用申請

でございます。場所は、調査順序表第3番目、天満診療所より北西に約140mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字吉井14番7(田)196㎡、同じく大字吉井15番3(田)223㎡、同じく大字吉井16番3(田)54㎡、同じく大字吉井17番1(田)520㎡、合計993㎡です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、青空駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、天満診療所より北西に約120mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号3番、申請地、大字秋吉137番(田)790㎡、同じく大字秋吉144番1(田)149㎡、同じく大字秋吉145番1(田)1,709㎡、合計2,648㎡です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅9戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、秋吉池より南東に約200mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号4番、申請地、大字池田504番3(畑)263㎡です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、青空駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、ゆうゆうセンターより南東に約200mのところでございます。なお申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては、4件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、吉井の一戸建専用住宅への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は水路を挟んだ道路と宅地、南側は番号2番の申請地、西側は宅地、東側は番号2番の申請地と宅地で、周囲に農地はありません。周囲に鉄筋コンクリートやコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をされます。汚水は各戸に浄化槽を設けて北側水路に排水され、雨水は新設の調整池を経て北側水路に排水されます。吉井水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま

す。番号2番、吉井の青空駐車場への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は番号1番の申請地と宅地、南側は水路と宅地、西側は宅地、東側は道路で、周囲に農地はありません。周囲にコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をされます。汚水の発生はなく、雨水は南側水路に排水されます。吉井水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま

す。番号3番、秋吉の一戸建専用住宅への転用ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は農地と宅地、南側は道路、西側と東側は宅地です。周囲に、鉄筋コンクリートやコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をされます。汚水は各戸に浄化槽を設けて南側水路に排水され、雨水は新設の調整池を経て南側水路に排水されます。隣地農地の所有者と秋吉水利組合からの同意を得ています。周辺に被害はないものと思われま

す。番号4番、池田の青空駐車場への転用ですが、現況は休耕されています。周囲は、北側は原野、南側は道路、西側は雑種地、東側は道路です。隣接する農地はありませ

ん。畑として利用されていたので、盛土する必要はなく整地して使用されます。汚水の発生はなく、雨水は南側道路の側溝に排水されます。池田水利組合からの同意を得ています。周辺への被害はないものと思われます。

以上、農地部会としては、4件とも妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1番、吉井の一戸建専用住宅への転用の農地区分につきまして、申請地は宅地化面積の割合が40%を超える街区内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1年で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、吉井の青空駐車場への転用の農地区分につきまして、申請地は宅地化面積の割合が40%を超える街区内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号3番、秋吉の一戸建専用住宅への転用の農地区分につきまして、申請地は宅地化面積の割合が40%を超える街区内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2年で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号4番、池田の青空駐車場への転用の農地区分につきまして、申請地は、ガス管・水道管の埋設された4m以上の道路に面し、500m以内に2つ以上の教育施設、高田西中学校と磐園小学校があり、第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は借入金でまかなう計画で、金融機関のローンの審査結果表が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第２号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議案第２号、農地法第５条の規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第２号は、妥当な申請であると意見を付して県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第３号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書３ページをお願い致します。議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号１番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地は大字市場６８３番１（田）１８６㎡、大字岡崎２０番（田）９１５㎡の２筆で、利用権の種類は使用貸借権の設定です。水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和６年１月１日から令和８年１２月３１日までの３年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第２号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議 長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議案第３号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので議案第３号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第４号その他の１番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書４ページをお願い致します。議案第４号その他の１番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明致します。本件は、租税特別措置法第７０条の６の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号１番、所在地、大字奥田４５番１（田）１,１２６㎡のうち１,０８４㎡、他１１筆で面積

の合計13,006㎡、相続人、被相続人は表記のとおりです。すべて所有権の相続です。

本件の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和5年8月28日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご承認を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議案第4号その他の1番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について承認することに決定致します。

それでは、続いて、議案第4号その他の2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページをお願い致します。議案第4号その他の2番、使用貸借権の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字田井246番1(田)1,153㎡、同じく大字田井247番1(田)1,290㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、贈与による所有権移転の許可申請を行うためでございます。なお、議案第1号の番号1番の申請が本件の解約理由となった申請でございます。

以上、使用貸借権の消滅については、1件の通知でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 質問が無いようですので、議案第4号その他の2番、使用貸借権の消滅につきましては、通知を受理するものと決定致します。

続いて、議案第4号その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号その他の3番、専決処分 of 報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出についてと、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、続けて説明致します。

本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和5年9月26日から令和5年10月25日までの受付分でございます。

報告第1号、番号1番、転用届出地、大字有井239番3(畑)82㎡、届出人は表記のとおりです。青空資材置場と青空駐車場への転用届出であります。令和5年10月27日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続いて報告第2号、番号1番、転用届出地、大中南町198番1(田)1,277㎡、

譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、青空駐車場への転用届出であります。令和5年10月19日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字池田517番2（田）249㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、自己住宅への転用届出であります。令和5年10月27日に確認委員の松村委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議長 以上、第4条関係、1件、第5条関係、2件の専決処分の事後報告でございます。
議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議長 報告第1号、第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の、小川委員、松村委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで11月委員会を終わります。続きまして、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長

署名委員

署名委員